

宮崎県地域産業集積・活性化基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

【地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラ整備状況等の特色について】

(地理的条件)

宮崎県は、九州の南東部に位置し、広く太平洋に面するとともに、めざましい成長を遂げる東アジアに近接した立地特性を有する。

総面積は約7,736 km²であり、温暖な気候と豊かな森林に恵まれる等、優れた自然環境を有していることから、畜産をはじめとする農林水産業が盛んであり、全国有数の食料供給県となっている。また、年平均気温及び日照時間は全国3位、快晴日数及び降水量は全国2位にあるなど、「太陽と緑の国」と称される、ゆとりの住環境を有し、事業環境としても、安価で広大な土地と豊かな水資源を有する等の好条件を備えている。

(既存の産業集積の状況)

県内では、地区ごとに特色ある産業集積が形成されている。

延岡市、日向市を中心とする県北地区には、大正時代に旭化成(株)の前身である日本窒素肥料が立地し、戦後は新産業都市に指定され、東九州随一の工業地域として発展してきた。その中核となる旭化成グループの事業分野は、時代とともに繊維、化学中心から、医療分野や電子分野にまで拡大・変遷しており、これに伴って周辺に関連企業の構造転換も進みつつある。また、細島港に隣接して広大な工業用地を有する細島工業団地を中心とした地区においても、産業集積が進展しているほか、内陸部においては、豊富な農林水産資源を活かした食品加工や木材加工等の製造業が中心となっている。

宮崎市を中心とする県央地区では、テクノポリス法（高度技術工業集積地域開発促進法）や頭脳立地法（地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律）の指定を受けて、先端技術産業や産業支援サービス業を中核とした産・学・住が一体となった街づくりが展開された。この結果、ラピスセミコンダクタ宮崎(株)、SUMCO TECHXIV(株)、エプソントヨコム(株)等の電子部品・デバイス関連企業やバクスター(株)、(株)ワコーケミカル等の医療機器関連企業の集積が進んだほか、(株)ホンダロック、宮崎アスモ(株)等の自動車関連企業も立地した。さらに、近年ではトランスコスモス(株)、デル(株)、テンプスタッフ(株)に代表されるようにコールセンターを中心とする情報サービス関連産業の立地が進むとともに、ソーラーフロンティア(株)の立地に伴い、太陽電池等の環境・エネルギーの分野にも幅が広がって

いる。また、頭脳立地法に基づく中核的施設として宮崎市内に設置された宮崎県工業技術センターでは、南九州に広く賦存する地域資源「シラス」を主原料とする「SPG」(=Shirasu Porous Glass)を開発し、企業や大学と共同で新技術・新製品開発に取り組んでいる。SPGは、ナノ/マイクロサイズでの均一な微細孔を自由設計できる新素材で、これまでにSPG関連の研究開発に取り組むベンチャー企業、SPGテクノ(株)が設立されたほか、千住技研(株)によりSPG膜を活用した電子機器用マイクロはんだボール及びはんだパウダーの生産拠点となる工場が建設された。なお、同社はSPG技術をはんだ製品に利用することに着目し、世界最小サイズの微細はんだボールの開発が第4回日本ものづくり大賞の特別賞を受賞している。最近の研究では、DDS(Drug Delivery System)やナノバブルといった独創的な技術開発が進んでおり、医療、化学、食品など幅広い産業分野での応用が期待されている。

都城市を中心とする県西地区には、自動車関連企業として住友ゴム工業(株)が立地するほか、焼酎等の酒類製造業や畜産食料品製造業、家具・装備品製造業などの地域資源を活かした地場産業が集積するとともに、全国有数の大規模な農業生産法人が事業展開を行っている地区である。また、鹿児島県に隣接するえびの市は、その地理的背景から鹿児島県内に立地する半導体関連企業との取引も多く、電子部品関連の産業集積が進んでいるほか、高速道路網の結節点という立地特性や豊かで良質な水源を活かした大手清涼飲料水工場(南九州コカ・コーラプロダクツ(株))等が立地している。

日南市を中心とする県南地区には、木材と水という地域資源を活かし、王子製紙(株)を中心とした紙・紙加工品製造業が立地するほか、食料品及び木材・木製品関連製造業が多く立地している。また、自動車関連企業として、自動車用ボルト・ナットを製造する(株)ニチワも立地している。

県北地区と県央地区の中間に位置する西都・児湯地区は、全国有数の農業県であることを活かした大規模な食肉加工工場(株)児湯食鳥)や飲料工場(宮崎県農協果汁(株))が立地するなど、食品関連製造業の集積が進んでいるほか、自動車関連企業も複数立地している。

(教育機関や研究機関等の状況)

県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図るため、県内に拠点を置く11の高等教育機関(宮崎大学、宮崎県立看護大学、宮崎公立大学、南九州大学、宮崎産業経営大学、宮崎国際大学、九州保健福祉大学、南九州短期大学、宮崎学園短期大学、都城工業高等専門学校、放送大学(宮崎学習センター))による「高等教育コンソーシアム宮崎(アカデミア宮崎)」が平成16年6月に設立され、高等教育機関相互の連携・協力による各種事業が行われている。また、平成18年4月に設置された宮崎大学産学・地域連携センターにおいては、産学官連携や知的財産等に関する事項における迅速な「ワンストップサービス」を目指し、

知的財産の有効活用や企業との共同研究のコーディネートなどに取り組んでいる。こうした取組もあって、県内の高等教育機関や工業高校等からは、県内外に優秀な人材を多数輩出している。

試験研究機関としては、宮崎県工業技術センター、宮崎県木材利用技術センター、宮崎県食品開発センター、宮崎県機械技術センター等の公的機関が中核的な役割を担うとともに、民間においてはJ Aを母体とする（社）宮崎県ジェイエイ食品開発研究所において付加価値の高い加工食品の開発が進んでいる。また、産業支援機関として、（財）宮崎県産業支援財団が産学官共同研究推進事業、ものづくり産業新事業展開支援事業、環境リサイクル技術開発促進対策事業等の事業により、県内企業や産学官が連携して行う技術及び商品の開発を積極的に支援している。

（インフラ整備状況等の特色について）

陸上交通については、九州縦貫自動車道宮崎線が平成7年に全線開通して以降、早期完成が強く望まれていた東九州自動車道の整備が近年急速に進みつつある。九州東部を走る東九州自動車道は、平成25年度中に宮崎～延岡間が開通予定、さらには、平成28年度中に宮崎～北九州市間のネットワークの完成が見込まれており、自動車産業の一大生産拠点となっている北部九州や、東九州地域医療産業拠点構想を共同で策定している大分県との所要時間短縮による事業効果が大いに期待される。また、九州の東西軸を結ぶ九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）も宮崎・熊本両県で事業が進められており、重点港湾の細島港と併せた広域的物流ネットワークの構築に向けて、同路線の早期の整備が求められている。

航空交通については、宮崎空港は九州縦貫自動車道宮崎線宮崎ICや宮崎港に近い上、宮崎市中心部から車でわずか15分、空港連絡鉄道（JR宮崎空港線）で宮崎駅から約10分と大変利便性が高い。また、平成13年4月には、初の国際定期便である宮崎～ソウル線（週3往復）が就航し、平成20年6月からは宮崎～台北線（週2往復）が就航している。さらに、平成14年4月には、入管に加えて税関、検疫の宮崎空港出張所が開設されるなど、CIQ体制の充実が図られている。

海上交通については、細島港、宮崎港、油津港の3つの重要港湾があり、高速道路、空港とともに広域交通ネットワークを形成している。

日向市の細島港は、国際コンテナ船航路が韓国へ週3便運航されているほか、台湾・フィリピン航路、神戸港への国内コンテナ船航路と、関東方面及び関西方面へのRORO船※航路が開設されており、国際貿易の拠点となっている。なお、平成22年8月に重点港湾に選定されるとともにガントリークレーンの増設やコンテナターミナルの拡張、大型岸壁の新規整備等が進んでおり、更なる機能の拡充が期待されている。宮崎港は、カーフェリー航路が関西方面に毎日運航されているほか、RORO船航路も関西方面に開設されており、内貿物流の拠点としての役割を担っている。日南市の油津港は、韓国への国際コンテナ船航路が週2便運航されているほか、神戸港への国内コンテナ船航路と、関東方面へのRORO船航路が開設されており、県南地区の産業振興の拠点となっている。また、県南地区は鹿児島県の志

布志港にも近い。

情報インフラについては、県と県内市町村で整備した「宮崎情報ハイウェイ21」により、県と県内全市町村が光ファイバで結ばれており、民間によるブロードバンドサービスの提供がない山間部でも、「宮崎情報ハイウェイ21」とその上位回線として民間ブロードバンドサービスを利用することにより、都市部と同様のサービスを利用する事が可能となっている。

※ RORO船 (Roll-on/roll-off ship) とはフェリーのように車両を収納する車両甲板を持ち、自走で搭載・揚陸できる構造をもつ貨物船のこと。荷揚げ荷卸し等の手間が従来船よりかからない利点がある。

【目指す産業集積の概要】

わが国が本格的な少子高齢化及び人口減少時代を迎えるとともに、グローバル化が進展する中、産業界においては国内外を問わず地域間競争の激化が予想される。

このため本県では、「未来みやざき創造プラン」において、本県の強みである第一次産業をベースに安全・安心な食料を供給するフードビジネスの展開や、豊かな自然条件を生かした新エネルギー分野の事業創出、県北地区を中心に集積が進む医療機器関連産業の国際的な拠点づくりなど、時代のニーズに応える地域経済のエンジンとなる産業を育成することとしている。

前述のように、本県は優れた住環境や豊富で良質な労働力、広大な土地と豊かな水資源等の強みを活かし、特色ある産業が立地していることから、産学官連携による新技術の開発や技術移転の促進、時代を担う人材育成、戦略的な企業立地の促進等の取組を強化することにより、以下の6つの産業群の集積を目指すこととする。

① 輸送機械関連産業

北部九州で進展している自動車産業の集積を活かし、自動車を中心とした輸送機械関連産業の集積を図る。その際、既存の自動車関連企業との連携に加え、北部九州や熊本県に立地する完成車メーカーや一次サプライヤーとの連携も重視しながら企業立地を促進する。

② 電子・精密・医療機器関連産業

半導体関連、電子部品・デバイス関連企業、光学機器や医療用機器等の精密機器関連企業など、各地区における中核的企業を核とした電子・精密・医療機器関連産業の企業立地及び事業高度化を促進する。

③ 食品・木材・バイオ関連産業

豊富な農林水産資源を最大限活用し、生産、加工、流通・販売の6次産業化及び農商工連携の強化による産業の高付加価値化を促進するとともに、バイオテクノロジーの応用による健康・医療分野、環境・エネルギー分野の新産業・新事業創出を促進する。

④ 情報サービス関連産業

豊かな住環境、豊富で良質な労働力、県内に整備された高速情報通信インフラや、空港が市街地やI Cに近接する利点等を活かし、県央地区を中心に集積しているコールセンターやデータ処理センターなど情報サービス関連産業のさらなる集積・活性化を図る。

⑤ 低炭素関連産業

世界的な人口増加や経済活動の活発化によるエネルギー消費量の増加等に伴い、地球温暖化問題が深刻化している中、国は、低炭素社会の実現に向けて環境・エネルギー産業を「新成長戦略」の柱の一つに位置付けているように、低炭素関連産業は、今後、新たな投資や雇用の創出が期待される分野である。

本県においては、太陽電池やリチウムイオン電池等の低炭素関連産業が集積しつつあり、引き続き産学官の連携等を図りながら、低炭素関連産業の更なる集積・活性化を促進する。

⑥ 物流関連産業

東九州自動車道や重要港湾細島港の整備など、インフラが着実に整いつつあり、南九州の物流拠点としてのポテンシャルが高まる中、物流関連産業の更なる集積を促進するとともに、他産業との連携・効率化を図る。

(広域連携について)

① 環境・エネルギー関連産業

長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県が広域に連携して、「環境・エネルギー関連産業」の九州地域における更なる集積と高度化によって、産業の裾野拡大と国際競争力強化を図り、もって我が国の環境・エネルギー先導地域を目指す「九州地域環境・エネルギー産業集積活性化ビジョン」を策定(平成23年1月14日)しており、当該ビジョンに関わる各区地域産業の活性化協議会構成員等との情報交換や広域的な連携事業を進め、当地域の集積活性化を一層促進する。

なお、当該ビジョンと連携して集積を目指す業種は、本計画における食品・木材・バイオ関連産業及び低炭素関連産業(環境・エネルギー分野に限る)とする。

② 医療機器関連産業

大分県と宮崎県は共同で「東九州メディカルバレー構想」を策定のうえ、「地域活性化総合特区」の指定を受けている。両県が広域に連携して研究開発拠点や医療機器産業拠点づくりの取組の強化を図るため「東九州医療機器関連産業集積活性化ビジョン」を策定(平成25年3月)しており、東九州地域における医療機器連産業の集積と高度化による産業の裾野拡大と競争力強化を促進する。

なお、当該ビジョンと連携して集積を目指す業種は、本計画における電子・精

密・医療機器関連産業及び食品・木材・バイオ関連産業（医療機器関連産業分野に限る）とする。

（２）具体的な成果目標

	現状（H23）	計画終了後（H29）	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	4,622億円	4,853億円	5.0% (年平均0.8%)

注）付加価値額は工業統計調査結果（従業者4人以上の事業所）に基づいて算出（一部推計値を含む）したものである。従って集積業種のうち、情報サービス業等の非製造業は含まれていない。

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項	取組主体	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
産業用共用施設の整備等						
① 工業団地等の整備	県、市町村等	→	→	→	→	→
② 産業用共用施設等の整備	県、市町村、(株) 宮崎県ソフトウェア センター等	→	→	→	→	→
人材の育成・確保						
① ものづくり人材の育成	県、業界団体等	→	→	→	→	→
② IT人材の育成	県、業界団体等	→	→	→	→	→
③ 就職支援の推進	県等	→	→	→	→	→
④ 環境・エネルギー分野の高度 人材育成事業の実施	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
⑤ 医療機器分野の高度人材育成 事業の実施	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
技術支援等						
① 企業の技術高度化支援	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
② 産学官連携の推進	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
③ 中小・ベンチャー企業の活動 支援	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
④ 自動車関連産業進出支援	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
⑤ 医療機器関連産業進出支援	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
⑥ 環境・エネルギー分野の事業 化プロジェクトの創出	県、産業支援機関等	→	→	→	→	→
その他の事業環境の整備等						
① 戦略的企業立地活動の推進	県、市町村等	→	→	→	→	→
② 立地企業フォローアップ 訪 問	県、市町村等	→	→	→	→	→
③ 優遇制度の充実・強化	県、市町村等	→	→	→	→	→
④ 中小企業の資金調達支援	県、関係機関等	→	→	→	→	→
⑤ 広域交通ネットワークと効率 的な物流体制の整備	県、市町村、関係機 関、業界団体等	→	→	→	→	→

2 集積区域として設定する区域

(区域)

集積区域として設定する区域は、次の24市町村とする。

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

設定する区域は、平成23年1月1日現在における行政区画等により表示したものである。また、区域の設定に当たっては、工場等の立地が不可能または不適切な場所として、次の地域は除いている。

<環境保全上重要な地域>

- ・自然公園法に規定する「自然公園地域」
- ・自然環境保全法に規定する「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」（ただし当地域には該当区域なし）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する「生息地等保護地区」（ただし当地域には該当区域なし）
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する「鳥獣保護区」
- ・環境省選定の「特定植物群落」
- ・環境省選定の「日本の重要湿地500」
- ・宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例に基づく「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」
- ・宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づく「重要生息地」

<その他の除外地域>

- ・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域
- ・保安林及び国有林

なお、環境保全上重要な地域のうち、次に掲げる地域については、環境保全に十分な配慮を行うことを前提に集積区域に含めることとする。

区 域 名	集積区域に含める理由
佐土原鳥獣保護区の一部	佐土原中央工業団地として供用されており、食品関連産業を中心とした産業集積が進展しているため
平和台鳥獣保護区の一部	卸売業・小売業と住宅地が混在しており、物流関連産業を中心とした産業集積が進展しているため
小山田鳥獣保護区の一部	製造業と住宅地の混在した区域であり、電子機械関連産業を中心とした産業集積が進展しているため
宮崎学園都市鳥獣保護区の一部	宮崎学園都市ハイテクパーク（工業団地）及び宮崎大学用地を含む地域であり、医療機器を中心と

	した産業集積が進展しているため
青島鳥獣保護区の一部	青島漁港を中心とする区域で、製造業と住宅地が混在しており、食品関連産業を中心とした産業集積が進展しているため
宮崎鳥獣保護区の一部	重要港湾宮崎港を含む区域であり、物流関連産業及び食品関連産業などの産業集積が進展しているため
延岡鳥獣保護区 東延岡鳥獣保護区	工業専用地域及び準工業地域を含む地域であり、従来から電子部品、繊維及び化学工業等を中心とする産業集積が進展している区域であるため
城山西階鳥獣保護区	高速道路のＩＣに近接する市の中心部であり、中小製造業が集積する区域であるため
殿所鳥獣保護区	一部が日高嶋工業団地として供用されており、企業立地が進展している区域であるため
油津鳥獣保護区	重要港湾油津港を含む区域であり、物流関連産業及び木材関連産業を中心とした産業集積が進展している区域であるため
城山鳥獣保護区 日南ダム鳥獣保護区	地区の核となる区域であり、農林水産資源を活かした産業が集積しているため

(集積区域の可住地面積)

110,729ha

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

わが国の経済が長引く円高や新興国市場の拡大による企業の海外投資の加速等により停滞している中で、宮崎県の地域経済は依然として厳しい状況にあり、企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用の拡大が県全体の最重要かつ緊急の課題となっている。

こうした状況の下、本計画の策定にあたって設立した「宮崎県地域産業活性化協議会」には、県、教育機関、経済団体等とともに県下全市町村が参画し、本県における産業集積の形成及び活性化に必要な事項について広域的な連携を図りながら協議を行っている。また、産業集積の状況をみても、本県には農林水産物を中心とした豊かな地域資源を活用する産業が県内全域に立地するとともに、中核となる企業を中心に地域ごとに特色ある産業集積が点在している。さらに、東九州自動車道などの高速道路網の整備に伴い、県内の経済的社会的一体性を高める条件が整いつつある。

このようなことから、環境保全上重要な地域や一定規模以上の工業用地の確保が

難しい山間部等を除き、ほぼ全県的に集積区域の指定を行う。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

区 域 名	区域の面積 (ha)
宮崎ハイテク工業団地	30.0
倉岡ニュータウン業務用地	6.8
志比田食品工業団地	5.9
沖水北工業団地	35.9
都北工業団地	15.4
高木工業団地	17.4
上水流工業団地	10.0
高城工業団地	28.2
都城インター工業団地	22.8
高城原工業団地	15.7
石山工業団地	6.6
堂山工業団地	14.5
東霧島工場用地	3.8
大堀原工業団地	4.0
示野原工業団地	1.4
クリアパーク延岡工業団地第2工区	12.5
計 16箇所	230.9

※ 地番等の詳細は、別紙参照

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

区 域 名	区域の面積 (ha)
宮崎ハイテク工業団地	30.0
倉岡ニュータウン業務用地	6.8
志比田食品工業団地	5.9
沖水北工業団地	35.9
都北工業団地	15.4
高木工業団地	17.4

上水流工業団地	10.0
高城工業団地	28.2
都城インター工業団地	22.8
高城原工業団地	15.7
石山工業団地	6.6
堂山工業団地	14.5
東霧島工場用地	3.8
大堀原工業団地	4.0
示野原工業団地	1.4
クリアパーク延岡工業団地第2工区	12.5
計 16箇所	230.9

※ 地番等の詳細は、別紙参照

(特例措置を実施する理由)

本県は、県土の約12%を自然公園、約85%を森林と農地が占めており、豊かな自然環境を有する全国有数の食料供給県である。

上記16箇所の工業団地は、特に積極的に企業立地を促進している地域であるが、既に企業が立地のうえ操業している区域も含まれており、緑地を含む新たな用地の確保が困難であることから、工場立地法の特例措置が不可欠となっている。

特例措置の実施により、施設設計の自由度や、利便性が増すことにより、自然環境や農地保全を図りながら、限られた用地を有効に活用することが可能となる。

従って、工場立地法の特例措置を適用したい。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

特例措置の実施により、以下の効果が期待される。

○企業立地件数 24件

○最終雇用予定者数 1,800人

なお、実際に工場を新增設する場合には、地域の実情、住民の意志を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市の環境保全の部局や関係機関との調整を十分行うものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種という」。）

本計画においては、集積業種として指定する業種を「輸送機械関連産業」、「電子・精密・医療機器関連産業」、「食品・木材・バイオ関連産業」、「情報サービス関連産業」、「低炭素関連産業」「物流関連産業」の6業種とする。

① 輸送機械関連産業

本計画で指定する「輸送機械関連産業」とは、自動車及び航空機等（鉄道は除く）の輸送用機械及びそれに関わる製品・部品・部材、生産設備等を製造する業種の総称である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
1 1	繊維工業	エアバッグ用基布、炭素繊維
1 6	化学工業 ※1 6 2 4 塩製造業を除く	触媒、塗料
1 8	プラスチック製品製造業	樹脂部品、内装部品
1 9	ゴム製品製造業	タイヤ、チューブ、防振ゴム
2 1	窯業・土石製品製造業	自動車用板ガラス、ミラー、研磨剤
2 2	鉄鋼業	冷延鋼板、表面処理鋼材、鋳物
2 3	非鉄金属製造業	アルミ鋳物部品、合金鋳物部品
2 4	金属製品製造業	プレス製品、塗装・めっき処理
2 5	はん用機械器具製造業	工作機械、ポンプ、油圧・空圧機器
2 6	生産用機械器具製造業	金属加工機械、金属用金型、非金属用金型
2 7	業務用機械器具製造業	自動車整備・サービス機器、速度計、回転計、燃料計
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	車載用マイコン、スイッチ、リレー
2 9	電気機械器具製造業	スタータモーター、発電機、電動ファン、灯器類、各種電装品
3 0	情報通信機械器具製造業	カーナビ、カーオーディオ
3 1	輸送用機械器具製造業 ※「3 1 2 鉄道車両・同部分品製造業」は除く	完成車、自動車車体、自動車エンジン、自動車用動力伝達装置、カーエアコン、各種自動車部品、二輪車部品、船舶、航空機部品・補助装置
3 2	その他の製造業	工業用模型

(輸送機械関連産業を指定する理由)

本県には、昭和30年代にいち早く県外から進出した(株)ホンダロックや自動車用タイヤ大手の住友ゴム工業(株)宮崎工場といった自動車関連企業や(株)宮崎ジャムコに代表される航空機関連企業が立地しているものの、十分な産業集積が形成されているとは言えない状況である。その大きな要因として物流面でのハンディ(時間・コスト)があげられるが、東九州自動車道の整備の進展に伴い、物流環境の大幅な改善が期待される場所である。

一方、北部九州においては、トヨタ自動車九州(株)、日産自動車(株)九州工場、ダイハツ九州(株)、さらに山口県側のマツダ(株)防府工場といった自動車メーカーの集積が進んでおり、これに伴って自動車部品・部材等の一次・二次サプライヤーの進出が相次いでいる。自動車産業は裾野が広く、自動車メーカーも部品の現地調達率向上を推進していることから、先述した物流環境の大幅な改善も追い風にしながら、北部九州における自動車関連産業を本県へ呼び込むことが極めて重要である。また、高い技術力が要求される航空機関連産業への県内企業の参入についても進めていく必要がある。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により輸送機械関連産業の誘致や県内企業による新規参入等を促進するとともに、既存の輸送機械関連産業のさらなる事業拡大等を促進することにより、県内産業をリードする基幹産業としての発展・向上を目指す。

② 電子・精密・医療機器関連産業

本計画で指定する「電子・精密・医療機器関連産業」とは、半導体関連などの電子部品・デバイスや電気機械、医療用機器等の精密機械及びそれに関連する製品・部品・部材、生産設備等を製造する業種の総称である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
1 1	繊維工業	炭素繊維、中空糸膜、不織布
1 6	化学工業 ※1 6 2 4 塩製造業を除く	触媒、塗料
1 8	プラスチック製品製造業	コネクタ部品、各種管体
1 9	ゴム製品製造業	防振ゴム、ゴム部品
2 1	窯業・土石製品製造業	FDP用ガラス、炭素質電極

2 2	鉄鋼業	表面処理鋼材、特殊鋼
2 3	非鉄金属製造業	電子材料用マテリアル、合金鋳物部品
2 4	金属製品製造業	塗装・めっき処理、各種筐体、医療器具
2 5	はん用機械器具製造業	一般産業用機器、各種装置
2 6	生産用機械器具製造業	繊維機械、工作機械、金属加工装置、半導体製造装置、真空装置、金型
2 7	業務用機械器具製造業	光学機械器具、分析機器、測定器、医療用機械器具、医療用品
2 8	電子部品・デバイス製造業	半導体、集積回路、コンデンサ、コネクタ、プリント回路
2 9	電気機械器具製造業	蓄電池・一次電池、計測器、電気機械器具
3 0	情報通信機械器具製造業	A V機器、パソコン及び周辺機器
3 2	その他の製造業	工業用模型
7 1	学術・開発研究機関	電子・精密・医療関連産業研究所等

(電子・精密・医療機器関連産業を指定する理由)

宮崎県では、県央及び西都・児湯地区を中心として、ラピスセミコンダクタ宮崎株、SUMCO TECHXIV株、エプソントヨコム株、宮崎ダイシンキャノン株などが立地するとともに、鹿児島県に近接する県西地区においても電子部品・デバイス及び精密機械関連企業が集積している。

また、医療機器関連企業として、県央地区のバクスター株やポストン・サイエンティフィックジャパン株に加え、県北地区においては、旭化成メディカル株や東郷メディキット株など、人工腎臓などの血液・血管に関する高度な医療機器メーカーの集積が進んでいる。

平成23年12月には、同じく医療用機器メーカーの企業が集積する大分県と共同で申請した「東九州メディカルバレー構想特区」の指定を受け、今後一層医療関連産業の集積と地域経済への波及が期待される。

このように、電子・精密・医療機器関連産業は、本県において既に一定の集積が進んでいる業種であるとともに、今後も成長が見込まれる業種である。また、これらの産業では一般に用水の確保が立地条件として重視されるが、本県の豊富で良質な水資源はこれまでも高く評価されている。さらに、大都市圏から遠い本県においては、物流面での時間・コストが事業展開上の課題であるが、電子・精密・医療関連産業は軽量・高付加価値の品目が中心であることから、本県におい

て相対的に立地優位性の高い業種でもある。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により既存企業のさらなる事業拡大等を支援するとともに、関連産業の立地等を促進することにより、輸送機械関連産業と並ぶ基幹産業としての発展・向上を目指す。

③ 食品・木材・バイオ関連産業

本計画で指定する「食品・木材・バイオ関連産業」とは、宮崎県で生産される豊富で良質な農林水産資源や水資源を活用した食品関連産業や木材関連産業及びバイオテクノロジーの応用により新たな付加価値が見込まれる健康・医療分野、環境・エネルギー分野等に関わる製品・部品・部材、生産設備等の製造等に関する業種の総称である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
09	食料品製造業	肉製品、乳製品、水産食料品、農産保存食料品、冷凍調理食品
10	飲料・たばこ・飼料製造業 ※「105たばこ製造業」は除く	清涼飲料、ミネラルウォーター、酒類、茶・コーヒー飲料、飼料・有機質肥料
12	木材・木製品製造業	製材、木材チップ、合板、木製品
13	家具・装備品製造業	家具、建具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	洋紙、板紙、塗工紙、紙製品
16	化学工業 ※1624 塩製造業を除く	各種肥料、農薬、乳酸、くえん酸、医薬品、化粧品、バイオエタノール
18	プラスチック製品製造業	バイオマスプラスチック製品
26	生産用機械器具製造業	食品機械、木材加工機械
32	その他の製造業	木質ペレット
50	各種商品卸売業	各種商品卸売
52	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売、食料・飲料卸売
53	建築材料・鉱物・金属等卸売業	木材等卸売
55	その他の卸売業	家具・建具卸売
71	学術・開発研究機関	食品・木材・バイオ関連産業研究所等

(食品・木材・バイオ関連産業を指定した理由)

本県は全国有数の農業県であるとともに、水資源にも恵まれていることから、

(株)児湯食鳥、南日本ハム(株)といった食肉加工工場、宮崎県農協果汁(株)、南日本酪農協同(株)、南九州コカ・コーラプロダクツ(株)といった飲料工場、霧島酒造(株)、雲海酒造(株)、神楽酒造(株)といった焼酎工場等の食品関連産業が全県的に集積が進んでいる。「食の安全・安心」に対する関心が高まる中で、第一次産業（生産）、第二次産業（食品加工）、第三次産業（流通・販売）を横断的に捉えた「食」に関する産業群は、宮崎県の基幹産業として、これまで以上に重要な役割を果たすことが期待されており、農商工連携や6次産業化の取組も拡大してきている。

また、本県は全国的にも有数の林業県であり、豊かな森林資源を背景に製材・木製品・家具などの地場産業及び県南地区の王子製紙(株)日南工場や宮崎マルマン(株)等を中心とした紙製品等の産業が立地している。なお、近年は環境・エネルギー分野でも地球温暖化防止対策の観点から化石燃料代替として森林資源の有効活用が注目されており、木質バイオマスを燃料とする発電施設や木質ペレット工場が立地しているところである。

さらに、本県には豊富な農林水産資源をもとに、醸造、発酵等の伝統的バイオテクノロジー（オールドバイオ）を活用した産業が古くから数多く立地しているが、近年では、産学官共同研究により、遺伝子工学等（ニューバイオ）を活用した機能性食品や新技術の開発などが進んでおり、これまでの研究成果である知的財産の権利化や利活用を促進することにより新産業・新事業の育成を図っている。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により、生産・加工・流通の連携強化を通じた食品関連産業等の既存の食品・木材・バイオ関連産業における高付加価値化や事業拡大、企業立地を促進するとともに、健康・医療分野、環境・エネルギー分野等の新産業・新事業創出を促進することで、県内の様々な農林水産資源を活用する基盤的な産業クラスターとしての発展・向上を目指す。

④ 情報サービス関連産業

本計画で指定する「情報サービス関連産業」は、コールセンターやソフトウェア開発、データセンター運営、コンテンツ作成など、インターネットを中心とする各種情報通信基盤や情報通信技術を活用して商品・サービスを提供する業種である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
39	情報サービス業	ソフトウェア開発、組込みソフト、情報処理

40	インターネット附随サービス業	データセンター、インターネット利用サポート
71	学術・開発研究機関	自然科学研究所
なし	情報通信技術利用業	コールセンター、コンタクトセンター

(情報サービス関連産業を指定した理由)

近年、宮崎県では、トランスコスモス(株)、デル(株)、テンプスタッフ(株)など、コールセンターの立地が進展しており、これらの企業の立地要因として、良質な労働力、県内に整備された高速情報通信インフラ、空港から市街地への近接性等があげられている。

また、本県の豊かな住環境は、情報サービス関連産業に特有のテクノストレス解消の観点からも評価されている。

情報サービス関連産業は今後も市場拡大が見込まれる成長分野であるとともに、本県においては、事務系、若年者、特に女性の雇用の場として期待される分野である。また、情報サービス関連産業は、「モノ」の輸送を伴わないかわりに、大都市圏からの「人」のアクセス性が重視されることから、空港と市街地が近接している本県の立地優位性は高い。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により既存の情報サービス関連産業のさらなる事業拡大等を促進するとともに、情報サービス関連産業の誘致や県内企業による新規参入等を促進することで、情報サービス関連産業の一大集積地としての発展・向上を目指す。

⑤ 低炭素関連産業

本計画で指定する「低炭素関連産業」は、環境・エネルギー問題を踏まえ、低炭素社会の実現に効果的な技術を利用する産業である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
18	プラスチック製品製造業	断熱材
21	窯業・土石製品製造業	断熱ガラス
25	はん用機械器具製造業	高効率ヒートポンプ
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	LED、太陽光パネル
29	電気機械器具製造業	リチウムイオン電池、太陽電池、省エネ家電

30	情報通信機械器具製造業	省エネ情報機器
31	輸送用機械器具製造業 ※「312 鉄道車両・同部分品製造業」は除く	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
71	学術・開発研究機関	低炭素関連研究所
なし	その他の低炭素関連産業	パワーエレクトロニクス、その他革新的技術により低炭素効果のある製品

(低炭素関連産業を指定した理由)

本県は、温暖な気候や豊かな森林など、素晴らしい環境に恵まれており、この環境を将来の世代に受け継いでいくための手段として、低炭素・循環型社会の実現を目指して取り組んでいる。

全国トップクラスの日照環境や森林・農畜産バイオマス資源などの高いポテンシャルを背景に新エネルギーの普及促進に努める一方、産業においては、県央地区のソーラーフロンティア(株)や県北地区の旭化成イーマテリアルズ(株)、東ソー日向(株)等を中心に、太陽電池やリチウムイオン電池等の生産拠点を中心とした産業集積が進みつつある。

低炭素関連産業は、今後新たな需要と雇用の創出を生むことが期待される成長分野であり、上記状況を踏まえ、既存産業のさらなる事業拡大等を促進するとともに、低炭素関連産業の誘致や県内企業による新規参入等を促進することにより、次世代を見据えた産業としての定着・発展を目指す。

⑥ 物流関連産業

本計画で指定する「物流関連産業」は、運送業、倉庫業、卸売業など、生産から販売に至る過程にある流通に関する業種の総称である。

(日本標準産業分類上の業種名)

番号	産 業 名	製 品 例 等
44	道路貨物運送業	一般貨物運送業、特定貨物自動車運送業
47	倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業	こん包業
50	各種商品卸売業	
51	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業、衣服卸売業
52	飲食料品卸売業	農畜産物卸売業、食料・飲料卸売業

5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	化学製品卸売業、建築材料卸売業
5 4	機械器具卸売業	産業機械器具卸売業
5 5	その他の卸売業	医薬品・化粧品等卸売業

(物流関連産業を指定した理由)

宮崎県においては、これまでも陸・海・空の交通・物流ネットワークの維持及び充実に努めてきたが、このところ、東九州自動車道や重点港湾細島港の整備など、インフラが着実に整いつつあり、南九州の物流拠点としての本県の優位性が高まっている。

物流の効率化は、各産業の発展・向上につながるものであり、この機会を捉えて物流関連産業の集積を促進することにより、流通関連業種のみならず、製造業その他産業の集積・活性化図り、物流拠点としての発展・向上を目指す。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

企業立地及び事業高度化の目標指標は、企業立地件数、最終雇用予定者数及び製造品出荷額の増加額とし、目標数値としては、「未来みやざき創造プラン」を踏まえ、以下のとおり設定した。

項 目	目 標 数 値
企業立地件数	1 2 5 件
最終雇用予定者数	6, 2 5 0 人
製造品出荷額等の増加額	6 5 1 億円

注) 製造品出荷額等は工業統計調査結果(従業者4人以上の事業所)に基づいて算出したものであり、従って集積業種のうち、非製造業は含まれていない。

7 工場又は事業所、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

① 工業団地等の整備

県内においては、工業団地等の工場用地が少なくなってきたことから、空き工場等の物件情報を幅広く収集の上、その活用に努めるとともに、今後、新たな工業団地等の整備を計画する際には、企業ニーズを十分に踏まえながら、関係機関との協力・連携を十分に図りながら取り組む。

② 産業用共用施設等の整備

貸工場・貸事業所等の産業用共用施設等の整備については、企業立地時の初期投資軽減に資することから、企業ニーズを十分に踏まえるとともに、関係機関との協力・連携を図りながら取り組む。

（人材の育成・確保に関する事項）

① ものづくり人材の育成

産業を支える最大の資源である人材を確保・育成するため、以下の取組により、望ましい勤労観・職業観の育成や専門性を高める指導の充実、能力開発支援や職業訓練の充実を図る。

○生徒の働く意欲やコミュニケーション能力の育成、普通教科を中心とした基礎学力の向上

○技術講習会の開催等による指導者の資質向上

○資格取得の推進や上級学校・産業界との連携等による専門性を高める教育の充実

○技能振興事業等の実施による若年技能者の育成

○県立産業技術専門校の機能強化等による公共職業能力開発施設等の活用

○民間教育訓練機関への委託等による柔軟かつ効果的な職業訓練の実施

○認定職業訓練への運営支援等による民間の職業能力開発の促進

特に、地域経済において大きな役割を果たしているものづくり産業については、以下の事業を通じ、県内のものづくり技術や製品についての理解を深めるとともに、人材の確保・育成に取り組む。

○「みやざきテクノフェア」の開催（（社）宮崎県工業会が実施する、企業の技術・製品PR、大学・高校等の研究成果等の展示）

○大学、高専、工業高校等における人材育成のための指導や、企業との連携によるインターンシップの促進

- 宮崎県工業技術センター及び食品開発センターによる企業技術高度化研修等の実施
- 機械技術センターによる技術講習会や「テクニカルフェロウシップ制度」(熟練技術者から若手技術者への技術伝承を図るためのマンツーマン指導)等の実施
- 産学官連携による半導体関連産業、太陽電池産業や食品関連産業の人材育成を図る講座等の実施
- 県内企業への学生等の就業を図るため、企業と大学等の連絡会議、経営者等の大学等での講話、学生等を対象にした企業視察会の実施

② IT人材の育成

企業が必要とするIT人材の育成・確保を図るため、「コールセンター向け人材育成研修」「IT技術者向け人材育成研修」等を実施する。

さらに、立地企業や地元企業にとっては、採用した新人技術者などの迅速な即戦力化が大きな課題であり、今後進出する企業にとっては、立地先で十分な人材を確保できるか否かが重要な判断材料となっている。こうしたことから、本県進出企業の地元定着と更なる企業誘致の促進を図るため、国、県、市町村等が出資する(株)宮崎県ソフトウェアセンターとも連携しながら以下の取組を行う。

- 立地企業のIT技術者の育成を支援する研修事業の開催
- 進出企業への人材供給の仕組みづくり
- 求職者をターゲットとしたIT人材の育成

③ 就職支援の推進

県外の優れた人材をより効果的に確保するため、以下の事業を実施し、県内への人材環流を図る。

- 「ふるさと就職説明会」及び「県内就職説明会」の開催
- 「ふるさと宮崎人材バンク」を通じたU・Iターン希望者等への求人情報の提供等

また、「ヤングJOBサポートセンター」において、専門相談員による個別相談のほか、職業適性診断、各種セミナー等を実施し、働く意欲のある若年者が生き生きと働くことのできるための就職支援体制を整備する。

さらに、国の地域雇用開発施策を活用し、以下の事業を通じて就労支援を推進する。

- 地域雇用開発計画の策定、地域雇用対策連絡会議の設置
- 実践型地域雇用創造事業の実施
- 地域雇用開発助成金やキャリア形成促進助成金等の各種支援措置

④ 環境・エネルギー分野の高度人材育成事業(長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島

県で連携して実施)

環境・エネルギー産業の活性化に必要な高度人材育成プログラムについて、それぞれの地域に特色のある高度技術を有する大学等研究機関を活用し、受講者を広域に募って実施する。これにより、産業振興の礎となる新たな高度人材を地域内に広く供給し、真に地域に根ざした産業の集積・活性化を図る。

⑤ 医療機器分野の高度人材育成事業（大分県及び宮崎県で連携して実施）

医療機器関連産業の活性化に必要な高度人材育成プログラムについて、それぞれの地域の特色ある高度技術やシーズ、ニーズを有する大学等研究機関や医療機関を活用し、受講者を広域に募って実施する。これにより、医療機器産業の集積・高度化を図る。

(技術支援等に関する事項)

① 企業の技術高度化支援

宮崎県工業技術センター、木材利用技術センター、食品開発センター等において、地域特性・資源を生かした新たな技術開発に取り組み、企業への技術移転を推進するとともに、技術指導や技術研修の実施などにより、企業の技術高度化を支援する。

また、知的総合支援窓口の設置等により、中小企業による知的財産の戦略的な活用を支援する。

なお、太陽電池関連産業については、部品や装置産業等の県内集積を図るため、産学官の参加により設立された宮崎県太陽電池関連産業振興協議会を中心に企業の新規参入や研究開発、人材育成等の支援を行うこととしており、医療機器関連産業についても大分県を含めて産学官の連携により、人材育成や研究開発、地場企業の新規参入への支援等に取り組むこととしている。

② 産学官連携の推進

産学官連携を新産業・新事業の創出につなげていくため、国等の大型研究プロジェクトに積極的に取り組むとともに、大学等有する優れた研究成果の発掘、研究成果と企業ニーズとのマッチングの推進など、県独自の施策も積極的に展開する。

③ 中小・ベンチャー企業の活動支援

中小企業等による新商品の開発、販路開拓等を積極的に支援するとともに、産業連携によるビジネスチャンスの創出を図るため、(財)宮崎県産業支援財団や商工団体を通じ、以下の事業を推進する。

- 新事業創出の支援（総合相談窓口の運営、普及啓発、専門家派遣、販路拡大・資金調達・事業提携・産業連携等のマッチング）

- 中小企業新分野進出の支援（製品開発や技術開発、販路拡大に対する補助）
- みやざき農商工連携応援ファンド（農林漁業者と中小企業者の連携による新商品開発や販路拡大等に対する補助）
- 創業・新事業挑戦支援ファンド（民間金融機関と共同で創設）の活用促進
- トライアル購入事業認定制度（県が認定した企業の新商品を試行的に発注し、使用後の意見をフィードバックする）

④ 自動車関連産業進出支援

本県においては平成18年10月に宮崎県自動車産業振興会が発足したところであるが、高品質・低コスト・短納期の厳守が要求される自動車関連産業への県内企業の参入や取引拡大を支援するとともに、県内製造業における生産性の向上や技術の高度化、受注機会の拡大を図るため、以下の事業を推進する。

- 自動車関連産業への進出支援（（社）宮崎県工業会による地場企業の生産管理・技術向上への取り組みに対する専門家の派遣）
- 北部九州との取引開拓（（財）宮崎県産業支援財団による北部九州取引開拓アドバイザーの設置による発注情報の収集、地場企業の紹介・斡旋、商談会の開催）
- 自動車産業振興会への支援（宮崎県自動車産業振興会、九州自動車産業振興連携会議に対する活動支援）

⑤ 医療機器関連産業進出支援

本県においては、平成23年10月に宮崎県医療機器産業研究会が発足したところであるが、薬事法に関する規制や、医療業界の専門性等により参入のハードルが高い医療機器関連産業への新規参入、取引拡大を支援するために、以下の事業を推進する。

- 医療機器産業研究会への支援（勉強会の開催や、展示会への出展等）
- 医療機器産業への進出支援（医療機器関連産業に知見のある参入支援コーディネーターによる地場企業の参入支援、薬事法や医療産業に精通した専門アドバイザーによる薬事法セミナーや個別相談会の実施）
- 医療機器産業分野の展示会などへの共同出展（大分県及び宮崎県で連携して実施）

⑥ 環境・エネルギー分野の事業化プロジェクトの創出（長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県で連携して実施）

地域連携コーディネーターを配置し、地域内での有機的な連携に留まらず、K-RIPや他の関連機関などとも連携を図るとともに、国の競争的資金なども活用しながら、具体的な事業化プロジェクトを創出し、新たなビジネスモデルを確立する。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

① 戦略的企業立地活動の推進

本計画における集積業種の中でも、特に国内外との競争力のある高付加価値型企業、成長性の高い企業、研究開発機能を有する企業等を優先しつつ、県内各地区の特性に応じた立地活動を展開する。

また、特に集積業種に関する知識や人脈等が豊富な県内外の民間企業経験者等を企業誘致コーディネーターとして設置し、企業立地活動の強化と活動範囲の拡充を図る。

さらに、宮崎県の企業立地等に協力する意志のある個人や法人から企業立地に関する有益な情報等を積極的に提供してもらう仕組みを活用しながら、効果的な立地活動につなげる。

② 立地企業フォローアップ訪問

県は、県の立地企業及びその本社、親企業を直接訪問し、経営上の相談や行政に対する要望等に積極的に応ずる「フォローアップ事業」を平成15年度から実施している。今後とも、能動的なアフターサービスと情報収集を展開することにより、既立地企業の地元への定着化を支援するとともに、新分野進出や工場新增設等を促す。

③ 優遇制度の充実・強化

県では、一定規模以上の投資と県内雇用を実施する立地企業に対し、その投資額や雇用人数等に応じて補助する「宮崎県企業立地促進補助金制度」を設置している。低炭素関連産業や医療機器関連産業など、重点的に取り組む4つの産業を設定するとともに補助金の拡充を行うなど、戦略的な企業立地を推進しているところである。また、市町村においても固定資産税の減免や雇用奨励金の支給等の様々な支援措置を行っている。今後もこれら優遇制度の充実・強化を図ることにより、本県への企業立地を促進する。

④ 中小企業の資金調達支援

中小企業者の活性化や経営の安定を支援するため、県と信用保証協会等の関係機関が連携し、中小企業融資制度の充実を図っている。当制度は、現在、21種類の貸付メニューを設けるなど、中小企業者の多様な資金需要に役立っているところであるが、国の信用補完制度の改正等、中小企業を取り巻く金融情勢が大きく変化していることから、中小企業者に役立ちかつ利用しやすい制度となるよう制

度の再編を行い、中小企業者のさらなる金融の円滑化を図る。

⑤ 広域交通ネットワークと効率的な物流体制の整備

産業の振興を進めるために不可欠な道路、港湾、空港の交通基盤の整備や鉄道・海上・航空輸送機能強化を行い、陸・海・空の広域的な交通ネットワークの形成を推進する。また、荷主企業や物流関係企業等による協力体制を構築し、物流関係の課題解決に向けた取組を支援することにより、効率的な物流体制の整備を図る。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(1) 環境の保全

企業の立地に際しては、環境基本法等の環境保全関係諸法令及び関係条例に基づき、公害の防止はもとより、環境保全に十分配慮するとともに、地球温暖化対策、適切なりサイクル・廃棄物処理等によって、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ増加させないよう努めるほか、環境保全に関する計画との整合を図るものとする。また、公害防止協定の締結など、地域住民の理解を得るよう、立地企業に対して配慮を求めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」をはじめ県や市町村等が地域安全に関して策定した施策等を踏まえ、県、市町村、事業者は、企業立地や事業活動を推進するにあたって、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、下記のことを推進する。

① 犯罪防止、交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

地域住民や事業関係者等が、事業所及びその周辺において、犯罪の発生を防止するため、駐車場や道路等に防犯カメラや防犯灯等の設置を行う等、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めるほか、交通事故の発生を防止するため、歩道の整備等による安全・安心な歩行空間の確保や交通安全施設等の整備、暴走族等を集合させないための環境整備、その他交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

② 地域における犯罪防止活動、交通安全活動への協力

事業者は従業員に対して防犯意識の向上や交通事故防止に関する啓発を行い、地域住民等が行う地域・交通安全運動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供する等の協力を行う。

③ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等による当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置を取る。

④ 警察署等関係機関への通報体制の確立

事業者は、事件・事故や各種災害の発生時における警察署等関係機関への通報体制を確立するとともに、事件等の捜査に協力する。

⑤ 地域住民等との協議

企業立地など地域の産業集積によって、新たに生じた地域の安全と平穏に関わる問題について、事業者は地域住民や警察署等の関係機関との協議を図り、すみやかな解決が図られるように配慮する。

⑥ 暴力団の排除

立地企業の認定にあたっては、暴力団、暴力団の関係者及び暴力団の関係者と密接な関係を有する者を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保に努める。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農用地等を含む重点促進区域は、次のとおりである。

1 高城工業団地

- ・重点促進区域面積 28.2 ha
- ・上記のうち農用地等面積 10.2 ha
- ・調整等の状況

当該区域は、平成14年度に農地法第5条の規定による許可を受けており、農業上の土地利用との調整を終了している。

2 都城インター工業団地

- ・重点促進区域面積 22.8 ha
- ・上記のうち農用地等面積 20.7 ha
- ・調整等の状況

当該区域は、平成22年度に農地法第5条の規定による許可を受けており、

農業上の土地利用との調整を終了している。

3 クレアパーク延岡工業団地第2工区

- ・重点促進区域面積 12.5 ha
- ・上記のうち農用地等面積 0.2 ha
- ・調整等の状況

当該区域は、平成21年度に農地法第5条の規定による許可を受けており、農業上の土地利用との調整を終了している。

10 計画期間

本計画の計画期間は、国による計画同意の日から平成29年度末日までとする。